別添様式（第７の３関係）

長野市都市公園・遊園地内における小型無人機等無線操縦飛行機飛行許可申請確認書

（長野市都市公園内行為許可申請書に本確認書を添付してください。）

※申請者は、下表の太枠内の「内容（要記載）」欄に必要事項を記載し、「要添付書類」欄の書類も提出して　　　　ください。

| No. | 項目 | 内容（要記載） | 要添付書類 | 長野市審査欄 | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 操縦者の氏名・住所 | 住所  氏名 |  | □記載あり | □記載なし |
| ２ | 国の技能証明を受けた者である証 |  | 技能証明書の写し | □添付あり | □添付なし |
| □可 | □不可 |
| ３ | 落下被害（対人及び対物）に対する賠償責任保険に加入している証 |  | 証書の写し | □添付あり | □添付なし |
| □可 | □不可 |
| ４ | 監視員の氏名・住所 | 住所  氏名 |  | □記載あり | □記載なし |
| ５ | 国の機体認証を受けた機体の証  （模型航空機は除く） |  | 国の機体認証を受けた機体であることが確認できる書類の写し | □添付あり | □添付なし |
| □可 | □不可 |
| ６ | 国に登録した機体であることの証  （模型航空機は除く） |  | 国に登録した機体であることが確認できる書類の写し | □添付あり | □添付なし |
| □可 | □不可 |
| ７ | 小型無人機等の仕様 | | 小型無人機等の写真、小型無人機等の仕様等がわかる取扱説明書等の仕様の写し等 | □記載あり | □記載なし |
| 製造者名 |  |
| 名称 |  |
| 重量 |  |
| 最大離陸重量 |  | □添付あり | □添付なし |
| 製造番号等 |  |
| 寸法 |  |
| 最高速度 |  |
| 最高到達高度 |  | □可 | □不可 |
| 電波到達距離 |  |
| 飛行可能風速 |  |
| 最大登載可能重量、 |  |
| 最大使用可能時間 |  |
| ８ | 飛行の日時  （日の出から日没まで） | 年　　月　　日（　　）　　　時から  　　年　　月　　日（　　）　　　時まで |  | □可 | □不可 |
| ９ | 飛行の高度 | 地表から　　　　　　　　　　　　　ｍ |  | □可 | □不可 |
| 10 | 操縦者の位置（移動範囲）、監視員の位置（移動範囲）、小型無人機等の飛行範囲 |  | 地図（平面図） | □添付あり | □添付なし |
| □可 | □不可 |
| 11 | 小型無人機等の付帯物の有無 | □有（　　　　　　　　　　　　　　　）  □無 |  | □可 | □不可 |
| 12 | プライバシーへの配慮 | □下記ガイドラインを確認済みであり、プライバシーや肖像権を侵害することがないよう配慮する  □下記ガイドラインを確認していない  ※総務省作成：『「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン』参照 |  | □可 | □不可 |
| 13 | 長野市の許可基準の遵守※１ | □遵守する  □遵守できない |  | □可 | □不可 |
| 14 | 国土交通大臣の許可要否等※２ | □DID地区内  □許可必要  □上空150m以上  □許可不要  　（DID地区外かつ上空150m未満を飛行） | （左記で「許可必要」にチェックした場合）  国土交通大臣の許可書の写し | □添付あり | □添付なし |
| □可 | □不可 |

【注　釈】

※１：長野市の許可基準

（１）事業者による申請で、国の技能証明書の交付を受けた者が操縦すること。

（２）小型無人機等は、国に登録した機体であること（模型航空機は除く）。

（３）落下被害に対する保険に加入していること。

（４）危険と判断される場合は飛行しないこと。

（５）使用時間帯は、日の出から日没までの間であること。

（６）小型無人機等及び周囲の状況を操縦者が常時目視により監視できる場所であること。

（７）飛行時には操縦者とは別に監視員を配置すること。

（８）小型無人機等と人又は物件との間に十分な距離（30ｍ）を保つこと。

（９）小型無人機等により公園利用者に危害を与え、または公園施設を損傷するおそれがある物件を輸送　　　しないこと。

（例：爆発物または易燃性を有する物件、その他有害物件等）

（10）小型無人機等から物件を投下しないこと。

（11）原則として第三者の上空で小型無人機等を飛行させないこと。

（やむを得ず、第三者の上空で飛行させる場合には、追加的な安全対策を求める場合がある。）

（12）撮影を行う場合は、プライバシーの保護に関する配慮がなされること。

（13）市の許可を受けて、公園にて小型無人機等を飛行させる場合は、必ず市の許可証を携帯すること。

※２：次のいずれかに該当する場合は、事前に国土交通大臣の許可が必要です。

（１）人や家屋が密集する地域（国勢調査の人口集中地区（DID））内の公園等で飛行する場合

（２）公園等内の地表または水面から150ｍ以上の高さの空域で飛行する場合